

ブロック塀等撤去事業

倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去に係る費用に対し、補助を受けることができます。

補助を受けようとする場合、必ず工事を行う前に補助金交付申請を行ってください。

地震により倒壊・転倒する危険性のあるブロック塀等の撤去（一部撤去）に補助制度を活用ください。補助金の交付を受けることができる方は、美波町内の道路に面するブロック塀等及び土地を所有する方、又は町長が認める町内会若しくは自主防災会組織とします。

補助の対象は、ブロック塀等、コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた物とし、道路面から高さ1メートル以上の組積造の塀（門柱を含む）で、補助額は当該事業に要する経費の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき15万円を限度額とします。

停電復旧時からの通電火災防止のための補助制度

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電復旧時に発生が懸念される通電火災から、生命や財産を守るため、感震ブレーカー（簡易タイプ）を設置する方に、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

補助対象の感震ブレーカーとは、一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨品と定める機器とし、補助額は購入価格の2分の1以内で2,000円を限度額とします。（建物1棟につき1個）

補助制度のお問合せ先は

役場消防防災課 ☎77-3619

